

保健福祉課

☎ 健康増進係 (134 ~ 136)

● 助成内容

带状疱疹の予防接種として、「生ワクチン」と「不活化ワクチン」の2種類のワクチンが使われています。どちらか一方のワクチンを選択して、既定の回数の接種を受けてください。費用の助成は生涯に一度限りです。取扱いワクチンや接種料金は、医療機関により異なります。

	生ワクチン (乾燥弱毒生水痘ワクチン)	不活化ワクチン (乾燥組換え带状疱疹ワクチン)
助成回数	1回のみ	2回まで
助成上限額	4,000円/回 ※接種費用が4,000円未満の場合はその額	10,000円/回 ※接種費用が10,000円未満の場合はその額
接種回数	1回(皮下接種)	2か月間隔で2回(筋肉内接種)
接種料金	1回当たり、 7,000円～10,000円程度	1回当たり、 20,000円～25,000円程度
予防効果	約50%～60%	約90%
免疫持続効果	約5年	約10年
主な副反応	<ul style="list-style-type: none"> 副反応の発症率は、不活化ワクチンより低い 注射部位の痛み、腫れ、赤み、倦怠感など 	<ul style="list-style-type: none"> 副反応の発症率が高い 注射部位の痛み、腫れ、赤み、倦怠感、頭痛、発熱など
注意点	<ul style="list-style-type: none"> 他の生ワクチンとは、接種前後27日以上の間隔が必要です。 免疫不全、免疫抑制状態、妊娠中の方は、接種できません。 	<ul style="list-style-type: none"> 1回目と2回目の接種間隔が6か月を超えた場合は、助成の対象となりません。

● 助成を受けるには

予防接種の助成を受けるには、まず予診票の発行申請を保健福祉課 健康増進係へおこなってください。大崎町の発行する予診票がないと、助成は受けられません。医療機関へ予約をする前に、必ず申請してください。申請の時点で接種するワクチンを選択してください。

以下のいずれかの方法で申請してください。

- WEB申請
- 窓口での申請
- 郵送申請 ※申請書はホームページからダウンロードしてください。
〒899-7305 大崎町假宿1029番地
大崎町役場 保健福祉課 健康増進係



WEB申請は
こちらから

● 医療機関

申請された方へ接種協力医療機関をご案内します。